

第3 市 町 村 税 関 係

市 町 村 税 の 概 況

市町村税の概況は、「平成21年度地方財政状況調査」、「平成22年度市町村税の課税状況等の調」及び「平成22年度固定資産の価格等の概要調書等報告書」等の資料に基づいてとりまとめた。

一 平成21年度決算状況

- 1 市町村税は、国民健康保険税を除く収入総額が2,977億7千8百万円と、前年度の収入総額と比べ176億3千8百万円減、94.4%となった。これは、景気の低迷により市町村民税法人税割が前年度比97億5千8百万円、44.6%の減と大きく落ち込んだことが主な要因となったほか、純固定資産税が3年ごとの評価替えに伴う既設家屋の評価額減少等により前年度比38億6千3百万円、2.7%の減、市町村民税所得割が個人所得の減少等により前年度比27億3千5百万円、2.7%の減となったことも影響した。
- 2 徴収率は、調定総額3,252億6千2百万円に対し91.6%であり、前年度に比べ0.5ポイント下落した。これは徴収率が高い法人市町村民税の調定額及び収入額が大きく落ち込んだことが影響した他に、景気低迷により徴収率全般が低下したこと、平成19年度の税源移譲以降、個人住民税の滞納繰越額が増加していること等も要因となった。
主な税目別に見ると、法人市町村民税が1.1ポイント、個人市町村民税が0.6ポイント、純固定資産税が0.2ポイントそれぞれ下落した。(1 財政概要編 第2決算関係 2 平成21年度普通会計決算状況(市町村)参照)
- 3 標準税率超過収入額は23億1百万円であり、このうち市町村民税法人税割に係る分は、13億8千2百万円で、全体に占める割合は前年度に比べ11.1ポイント下落し60.0%となった。
- 4 税収入総額に対する税目別の構成比は、第1表のとおりである。固定資産税が47.9%、市町村民税が41.2%で、両税を合わせて全体の89.1%を占めた。次いで、都市計画税4.4%、市町村たばこ税3.8%、軽自動車税1.6%となった。

二 平成22年度の課税状況

- 1 市町村税の税率の採用状況は、第3表及び第5表のとおりである。

超過課税実施団体は、市町村民税法人均等割 15、同法人税割 39、固定資産税 11 となっている（法人均等割、法人税割は不均一課税団体を含む）。

- 2 個人市町村民税の課税状況は、第4表及び第6表のとおりである。

納税義務者総数は、1,067,275 人であり、前年度に比べ 32,409 人、2.9%減少している。

納税義務者のうち給与所得者は 784,881 人と前年度に比べ 35,033 人、4.3%減少しており、全体の 73.5%を占めている。

また、納税義務者の県人口（平成 21 年度末住民基本台帳人口）に対する割合は 49.4%である。

所得割の納税義務者は、916,416 人であり、前年度に比べ 42,530 人、4.4%減少し、総所得金額等は 2 兆 5,452 億 1 千 4 百万円で前年度に比べ 2,702 億 8 千 6 百万円、9.6%減少している。

所得控除額は 1 兆 295 億 2 千 2 百万円と前年度に比べ 589 億 7 千 8 百万円、5.4%減少し、税額控除額等は住宅借入金等特別控除額の増加等により 35 億 7 百万円と前年度に比べ 2 億 5 千 8 百万円、7.9%増加している。

これらの結果、所得割額は 864 億 7 千 4 百万円と前年度に比べ 124 億 4 千 8 百万円、12.6%減少している。

- 3 固定資産の価格等の推移及び固定資産税の課税状況は第 7 表から第 10 表のとおりである。

全県の土地の評価総地積は、平成 22 年 1 月 1 日現在 47 億 3,937 万㎡で、前年度に比べ 788 万㎡減少した。決定価格は、地価下落を反映した宅地の下落修正を行った結果、全体で 8 兆 4,471 億 4 千 7 百万円で、前年度に比べ 2,427 億 3 千 6 百万円、2.8%減少した。また、課税標準額（法定免税点以上のもの。以下同じ。）は、3 兆 4,475 億 5 千 2 百万円で、前年度に比べ 526 億 4 千万円、1.5%の減少となった（概要調書ベース）。

次に、平成 22 年 1 月 1 日現在の全県の家屋の床面積は 1 億 8,512 万㎡で、前年度に比べ 77 万㎡、0.4%増加した。課税標準額は、4 兆 6,991 億 1 千 6 百万円で、前年度に比べ 1,091 億 4 百万円、2.4%増加した（概要調書ベース）。

また、平成 22 年 1 月 1 日現在の全県の償却資産の課税標準額は 2 兆 1,326 億円（県課税分を含む。）で、前年度に比べ 1,320 億 9 千 4 百万円、5.8%減少した。価格等の決定者別に前年度と比較すると、市町村長決定分が 9.2%の減少、知事決定分が 5.6%の減少、総務大臣決定分が 1.5%の減少となっている（概要調書ベース）。

三 税制改正の概要

平成22年度の市町村税に係る税制改正では、市町村をとりまく社会情勢等にかんがみ、個人住民税における扶養控除、生命保険料控除の見直し、たばこ税における税率の引き上げ等が行われた。

この他に、地方税においても燃料や自動車に対して環境への負荷に応じた措置を行うことが必要であること、地方公共団体が地球温暖化対策に果たしている役割を踏まえた地方の財源を確保する仕組みが必要であることから、地方環境税の検討を行うこととされた。

1 扶養控除の見直し（所得税、住民税）

<改正前>

	所得税			住民税(個人)		
内容	扶養控除額			扶養控除額		
	年齢(歳)	控除種別	所得控除額	年齢(歳)	控除種別	所得控除額
	16未満	一般(年少)	38万円	16未満	一般(年少)	33万円
	16以上23未満	特定	63万円	16以上23未満	特定	45万円
	23以上70未満	一般(成年)	38万円	23以上70未満	一般(成年)	33万円
	70以上	老人	48万円	70以上	老人	38万円

- * 扶養親族・・・納税義務者と生計を一にする親族(配偶者を除く)等で、合計所得金額(所得税:年間の合計所得金額、住民税:前年の合計所得金額)が38万円以下である者(一般扶養親族、特定扶養親族、老人扶養親族等)



<改正後>

	所得税<廃止・縮減>			住民税(個人)<廃止・縮減>		
内容	扶養控除額			扶養控除額		
	年齢(歳)	控除種別	所得控除額	年齢(歳)	控除種別	所得控除額
	16未満	控除廃止①		16未満	控除廃止①	
	16以上19未満	一般	38万円②	16以上19未満	一般	33万円②
	19以上23未満	特定	63万円	19以上23未満	特定	45万円
	23以上70未満	一般	38万円	23以上70未満	一般	33万円
70以上	老人	48万円	70以上	老人	38万円	
適用時期	・平成23年分以降の所得税に適用			・平成24年度分以降の個人住民税に適用		

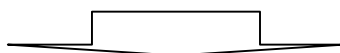
(平成23年所得分から適用)

- ① 子ども手当の創設とあいまって、年少扶養親族(16歳未満)に係る扶養控除を廃止
 ② 高校の実質無償化に伴い、特定扶養親族(16歳以上23歳未満)のうち、19歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分(所得税:25万円、住民税:12万円)を廃止

2 生命保険料控除の改組（所得税・住民税）

<改正前>

	所得税	住民税(個人)																				
対象	一般保険料控除及び個人年金保険料控除																					
内容	<ul style="list-style-type: none"> 各保険料控除の控除額の計算 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間の支払保険料等(A)</th> <th>所得控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.5万円以下</td> <td>(A)全額</td> </tr> <tr> <td>2.5万円超5万円以下</td> <td>(A)×1/2+12,500円</td> </tr> <tr> <td>5万円超10万円以下</td> <td>(A)×1/4+25,000円</td> </tr> <tr> <td>10万円超</td> <td>5万円</td> </tr> </tbody> </table>	年間の支払保険料等(A)	所得控除額	2.5万円以下	(A)全額	2.5万円超5万円以下	(A)×1/2+12,500円	5万円超10万円以下	(A)×1/4+25,000円	10万円超	5万円	<ul style="list-style-type: none"> 各保険料控除の控除額の計算 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間の支払保険料等(A)</th> <th>所得控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.5万円以下</td> <td>(A)全額</td> </tr> <tr> <td>1.5万円超4万円以下</td> <td>(A)×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>4万円超7万円以下</td> <td>(A)×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>7万円超</td> <td>3.5万円</td> </tr> </tbody> </table>	年間の支払保険料等(A)	所得控除額	1.5万円以下	(A)全額	1.5万円超4万円以下	(A)×1/2+7,500円	4万円超7万円以下	(A)×1/4+17,500円	7万円超	3.5万円
	年間の支払保険料等(A)	所得控除額																				
	2.5万円以下	(A)全額																				
	2.5万円超5万円以下	(A)×1/2+12,500円																				
	5万円超10万円以下	(A)×1/4+25,000円																				
	10万円超	5万円																				
年間の支払保険料等(A)	所得控除額																					
1.5万円以下	(A)全額																					
1.5万円超4万円以下	(A)×1/2+7,500円																					
4万円超7万円以下	(A)×1/4+17,500円																					
7万円超	3.5万円																					
<ul style="list-style-type: none"> 各保険料控除の合計適用限度額は10万円 		<ul style="list-style-type: none"> 各保険料控除の合計適用限度額は7万円 																				



<改正後>

	所得税	住民税(個人)																				
対象	現行の控除対象の他に、介護医療保険料控除を追加																					
内容	<ul style="list-style-type: none"> 各保険料控除の控除額の計算 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間の支払保険料等(A)</th> <th>所得控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2万円以下</td> <td>(A)全額</td> </tr> <tr> <td>2万円超4万円以下</td> <td>(A)×1/2+10,000円</td> </tr> <tr> <td>4万円超8万円以下</td> <td>(A)×1/4+20,000円</td> </tr> <tr> <td>8万円超</td> <td>4万円</td> </tr> </tbody> </table>	年間の支払保険料等(A)	所得控除額	2万円以下	(A)全額	2万円超4万円以下	(A)×1/2+10,000円	4万円超8万円以下	(A)×1/4+20,000円	8万円超	4万円	<ul style="list-style-type: none"> 各保険料控除の控除額の計算 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間の支払保険料等(A)</th> <th>所得控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.2万円以下</td> <td>(A)全額</td> </tr> <tr> <td>1.2万円超3.2万円以下</td> <td>(A)×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>3.2万円超5.6万円以下</td> <td>(A)×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>5.6万円超</td> <td>2.8万円</td> </tr> </tbody> </table>	年間の支払保険料等(A)	所得控除額	1.2万円以下	(A)全額	1.2万円超3.2万円以下	(A)×1/2+6,000円	3.2万円超5.6万円以下	(A)×1/4+14,000円	5.6万円超	2.8万円
	年間の支払保険料等(A)	所得控除額																				
	2万円以下	(A)全額																				
	2万円超4万円以下	(A)×1/2+10,000円																				
	4万円超8万円以下	(A)×1/4+20,000円																				
	8万円超	4万円																				
年間の支払保険料等(A)	所得控除額																					
1.2万円以下	(A)全額																					
1.2万円超3.2万円以下	(A)×1/2+6,000円																					
3.2万円超5.6万円以下	(A)×1/4+14,000円																					
5.6万円超	2.8万円																					
<ul style="list-style-type: none"> 各保険料控除の合計適用限度額は12万円 		<ul style="list-style-type: none"> 各保険料控除の合計適用限度額は7万円 																				
適用時期	平成24年分以降の所得税に適用	平成25年度分以降の個人住民税に適用																				

3 たばこ税の税率の引上げ(国税・地方税)

内容	国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、税率を引き上げていく必要があり、平成22年度においては税率を次のとおり引き上げる		
	<ul style="list-style-type: none"> 旧3級品以外の製造たばこ (1,000本につき) 		
		改正前	改正後
	国のたばこ税	4,372円	6,122円 (+1,750)
	たばこ税	3,552円	5,302円 (+1,750)
	たばこ特別税	820円	(820円) (± 0)
	地方のたばこ税	4,372円	6,122円 (+1,750)
	道府県	1,074円	1,504円 (+430)
	市町村	3,298円	4,618円 (+1,320)
	合計	8,744円	12,244円 (+3,500)
※ 国税とあわせ1本3.5円の引上げで、これにより5円程度の価格上昇が見込まれる			
適用時期	平成22年10月1日から適用		